

# 八幡平市立学校給食センター調理等業務に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この要領は、八幡平市が、学校給食が教育の一環であることを踏まえ、安全かつ安心な学校給食を提供するとともに、学校給食業務の効率的かつ安定的な運営を図るため、八幡平市立学校給食センター調理等業務を民間事業者へ委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

八幡平市立学校給食センター調理等業務

### (2) 業務内容

別紙「八幡平市立学校給食センター調理等業務仕様書」のとおり

### (3) 業務場所

西根地区学校給食センター（八幡平市大更第36地割462番地）

安代地区学校給食センター（八幡平市清水227番地）

### (4) 業務期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

### (5) 提案見積上限額（消費税及び地方消費税を含む3年間の総額）

405,807千円

## 3 選定方式

公募型プロポーザル方式により、提案内容、業務実施能力及び価格等を総合的に評価し、受託候補者を選定する。

## 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、令和8年・9年度八幡平市物品の買入れ等資格者名簿において「役務等その他（調理業務）」として登録されている者のうち、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 過去5年以内に学校給食共同調理場において、1日当たり1,500食以上の業務受託実績

が3年以上あり、かつ、現在も該当する施設での調理業務を受託している者であること。

### (2) 令和5年4月1日以降、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業禁止又は営業停止処分を受けていない者であること。

### (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

### (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### (5) 公告の日から企画提案書提出期限までの間に、本市から八幡平市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成17年八幡平市訓令第44号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (6) 自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの利益となる活動を行っている者でないこと、かつ、八幡平市暴力団排除措置要綱（平成25年八幡平市告示第144号）に規定する措置要件に該当しないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 岩手県内に本社、支社又は営業所などの営業拠点を有する者であること。

## 5 実施スケジュール ※日程は変更する場合がある。

項目	日程等
公告（実施要領等の公表）	令和8年7月3日（金）
参加申込書等の提出期限	令和8年7月13日（月）正午必着
参加資格確認結果通知	令和8年7月17日（金）
質問受付期限	令和8年7月24日（金）正午必着
質問への回答	令和8年7月31日（金）
企画提案書の提出期限	令和8年8月31日（月）正午必着
プレゼンテーション審査の実施	令和8年10月5日（月）予定
選定結果通知	令和8年10月13日（火）予定
優先交渉権者との協議	令和8年10月中旬～
契約締結	令和8年12月（優先交渉権者との協議終了後）

## 6 参加申込書等の提出

### (1) 提出書類

- ①参加申込書（様式第1号）
- ②会社概要（様式第2号）
- ③業務実績書（様式第3号）

### (2) 提出期限 「5 実施スケジュール」に記載のとおり。

### (3) 提出方法 「14 提出先・問合せ先」に持参又は郵送（必着）

### (4) 参加資格確認結果通知

提出された書類に基づき参加資格を確認し、その結果を「5 実施スケジュール」に記載の期日までに電子メールにより通知する。

## 7 質問の受付及び回答

### (1) 提出書類 質問書（様式第4号）

### (2) 提出期限 「5 実施スケジュール」に記載のとおり。

### (3) 提出方法 「14 提出先・問合せ先」に電子メール（件名は「八幡平市立学校給食センター調理等業務質問書（会社名）」）で提出すること。

### (4) 回答方法 「5 実施スケジュール」に記載の期日までに、参加資格を有すると認められた者に電子メールで回答する。

※なお、質問への回答書は、実施要領及び仕様書等と一体のものとして取り扱う。



(3) 選定審査基準

項目	内容	様式	配点
①経営状況・業務実績	・経営状況及び業務実績	第2号 第3号	10点
②学校給食に関する基本的な考え方	・教育の一環としての学校給食の目的、意義及び役割に対する理解	第6号	5点
	・学校給食調理等業務を行う上での運営方針		5点
③業務実施体制	・業務従事者への指揮命令系統が確立され、市からの指示事項が的確に伝達される体制	第7号	5点
	・人員配置（実績や資格を有する業務責任者等の配置、業務量を考慮した業務従事者の配置）		10点
	・業務従事者の雇用（八幡平市に居住する者の雇用及び正規雇用への対応）		5点
	・業務従事者が働きやすい職場環境（欠員時の代替、補充体制）		5点
	・業務従事者の研修及び人材育成		5点
	・西根地区学校給食センターと安代地区学校給食センターの連携		5点
④衛生管理	・学校給食調理等業務における衛生管理に対する考え方及び内容	第8号	5点
	・会社独自の衛生管理体制		5点
	・業務従事者等の健康管理体制及び衛生検査体制、感染症等予防体制		5点
⑤危機管理	・突発的な事故（食中毒、異物混入等）の対応、事故防止策	第9号	5点
	・災害発生時の対応及び業務継続体制		5点
⑥自由提案	・業務の品質の向上、効率化及び安全性の向上につながる提案や独自の取組	第10号	10点
⑦見積金額	・提案内容に対する適切な見積金額 <small>（参加者中の最低見積金額÷提案見積額×10）※小数点未満四捨五入</small>	第11号	10点
合計			100点

(4) 審査結果

審査の結果は「5 実施スケジュール」のとおり、審査に参加した全ての事業者に電子メールで通知するとともに、優先交渉権者及び次点交渉権者の名称を公表する。

11 契約の締結

本プロポーザルは、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方を選定することから、契約の締結に当たっては、実施要領、仕様書、質問回答書及び企画提案書等を踏まえ、本市との協議を経て、合意後に契約を締結するものとする。

- (1) 優先交渉権者と協議を行い、合意に達した場合に契約を締結する。
- (2) 優先交渉権者と協議が調わない場合は、次点交渉権者と協議を行う。
- (3) 契約金額は、優先交渉権者との協議の上決定するものとし、提案見積額を上限とする。
- (4) 契約保証金は、八幡平市契約規則に基づき取り扱うものとする。
- (5) 契約締結後から業務開始日までの間に、受託者は、発注者の指示に従い、業務開始に必要な準備及び引継ぎを行うものとする。

## 12 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限後に提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽記載があった場合
- (4) プレゼンテーション及びヒアリング審査を欠席した場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

## 13 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 企画提案書等の著作権は原則として当該提案者に帰属するものとする。ただし、市が必要と認めた場合は、優先交渉権者に選定された者が作成した企画提案書等について、必要な範囲において無償で使用できるものとする。
- (4) 本プロポーザルに係る情報開示の請求があった場合は、八幡平市情報公開条例（平成17年条例第14号）に基づき取り扱うものとする。ただし、個人や法人の権利や正当な利益を害するおそれのある情報については、公開対象から除外する。

## 14 提出先・問合せ先

〒028-7111 岩手県八幡平市大更第36地割462番地

八幡平市教育委員会 西根地区学校給食センター

電話：0195-70-1117 電子メール：kyushoku-n@city.hachimantai.lg.jp